

草の根市民基金・ぐらん  
Citizen's Fund Grand

# 都内草の根助成 2018年度応募要項

『草の根市民基金・ぐらん』は、一般の皆さまからの寄付によって運営されている「市民による市民のための助成の仕組み」です。

草の根の市民活動を応援するために、生活クラブ生活協同組合によって1993年に発足しました。現在は認定NPO法人まちぽつとによって運営され、都内とアジアを中心に活動するNPO・NGOなどの市民団体に支援を行っています。

この基金は、行政や企業がつくった基金ではなく、市民活動をすすめる意志を持った多くの人びとが、自ら拠出してつくった基金です。既に大きく事業展開している活動にではなく、小さくとも社会にとって必要な団体、活動が始まったばかりの団体を応援しながら、共に発展していくことを目指しています。

助成金額は決して大きくありませんが、ほかの多くの助成とは違い、お金の使用用途を、現場で使いやすいように可能なかぎり広く認めています。

応募要項をよくお読みいただき、ふるってご応募ください。



草の根市民基金・ぐらん運営委員会

# 1. 基本的な考え方

## 『草の根市民基金・ぐらん』は 市民セクターづくりに貢献します

今日、市民が連帯して自ら問題を解決するとともに、新しい社会のしくみやルールをつくりだしていく必要性が高まっています。特に、地球環境、地域福祉、教育、まちづくり、海外との開発協力などの課題は、行政にサービスや規制を求めるだけでは不十分で、市民自らが参加し、知恵・汗・お金を出しあってこそ、対応できるものです。

これまでの日本社会は、企業・行政という二つの大きな経済セクターが中心でしたが、いま、市民の協同・公益的な活動が新たな経済部門としてとらえられ、注目されています。

**草の根市民基金・ぐらん**は、地球上でのできごとを視野にいれながら、市民の自治と協同にもとづく地域社会を担う市民セクターの拡充に寄与していきたいと考えています。

## 市民活動の新しい担い手を応援します

地域社会をつくりだそうとするとき、次のような活動が求められています。

- 専門的な知識を活用して、政策を提案していく活動
- 問題がおきた後で対処するのではなく、問題を先取りしていく活動
- 行政まかせではなく、継続する事業として市民自らがすすめる活動

これらの活動はお互いに関連しあって、市民の参加や自己成長を促し、自治を拡大していくことにつながるでしょう。また、国をこえた人びとの交流が深まる中で、地域での活動が海外にも目をむけ協力し学びあう活動として展開される必要もあります。

**草の根市民基金・ぐらん**は、とくにこうした指向性をもつ活動を応援します。



**社会貢献・自主性・非営利・公開が原則**ですぐらんは、以下の原則のもとに助成します。

### 原則1；社会貢献

私的な利益を求めめるのではなく、社会の協同・公共の利益を追求していること。

### 原則2；自主性

メンバーの自発性にもとづき民主的に運営されて、他の団体から独立していること。

### 原則3；非営利性

その活動・事業から生じる利益を、構成員で分配していないこと。(必要経費は除外します)

### 原則4；情報公開

市民団体が、活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

# 2. 都内草の根助成

## 1. 助成

### (1)2018年度助成方針

東京都内で、食・地域福祉・環境・働く場づくり・教育・その他さまざまなテーマで活動をする市民団体/NPOであれば、応募対象に分野を設けません。また、対象となる費用の幅を広く設定するなど応募のハードルを低くすることにより、特に市民活動の「はじめの一步」を支援します。

- 私たちの生活圏であり、身近な地域である東京都内の市民活動/NPOを応援し、市民団体と地域でネットワークを築き、相互に知恵・情報・勇気を与え合う関係作りを目指します。

### (2)助成の対象となる団体

- 東京都内で活動する市民団体。とくに地域コミュニティをベースとして活動する団体。
  - \* 団体の規模、設立年、活動歴、構成員の国籍を応募の条件とはしません。
  - \* 2017年度の助成団体は助成対象となりません。
  - \* 自己資金で十分な事業展開ができると考えられる団体は助成の対象としませんが、それらの団体が協力して社会的基盤を整備するような活動は対象とします。

### (3)助成額および助成期間

- 総額300万円の助成を行います。
- 1団体に対する助成の上限は50万円です。

- 助成活動期間は、2019年4月～2020年3月の単年度とします。

#### (4) 助成の対象となる費用

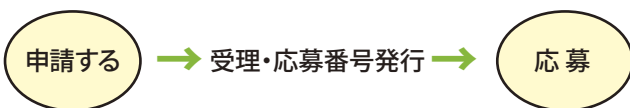
- 経常的な運営費の一部  
(会議費、交通費、講師謝礼、資料購入費、臨時的な人件費の一部など)
- 事業立ち上げのための費用  
(人件費、広報費、コピー・FAX・PCなどの購入費、事務所賃貸料の一部など)  
\* 営利に供する費用は対象となりません。

#### (5) 活動分野の例

- 応募団体の活動分野・テーマは特に限定しません。過去の実績として以下のような活動に助成しています。
    - \* 子どもの権利、居場所づくり、子育て支援などに継続して取り組んでいる活動
    - \* 地域をベースにして環境問題に継続して取り組んでいる活動
    - \* 障がいを持った子どもたちの学童保育、経済的自立を支えるための活動
    - \* 外国籍児童の学習支援、在日外国人に対する相談活動など
    - \* DVから逃れてくる女性たちのためのシェルター
- 詳しくはぐらんウェブサイトの「助成金の申請」ページ内「よくあるご質問」をご覧ください。

## 2. 応募の方法

### (1) 応募の流れ



応募は郵送またはメールどちらかを選択できます。

※全ての応募には申請が必要です。申請されませんと応募ができませんのでご注意ください。

申請は、ぐらんのウェブサイトの「助成金の申請」ページの「申請する」ボタンからのフォームをご利用ください。

フォームのご利用が難しい場合はお電話でお問い合わせ(03-5941-7948 / 平日10:00-17:00)下さい。

申請受付後、事務局から応募番号が発行されます。この番号を応募用紙に必ずご記入いただき、必要書類と合わせて応募してください。

### ● 応募に必要な書類

1. 「都内草の根助成」応募用紙
2. 団体の規約(またはそれに準ずるもの)
3. ニュース類(活動内容が分るもの)
4. 決算書・予算書

#### 申請受付期間

申請: 2018年9月3日(月)～

10月1日(月) 18:00迄

※締切間際は混雑により応募用紙発行が遅れることもありますのでお早目の申請をお願いします。

#### 応募締切: 2018年10月9日(火)

上記に定める期間に、応募用紙に必要な事項を記入し、上記1～4までを提出してください。

郵送の場合: 簡易書留で同封してください(10月9日当日消印有効)。

応募用紙送付先

〒160-0021

新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル501

認定NPOまちぽっと「草の根市民基金・ぐらん」

メールでの応募: 全てのデータをPDFにして応募用紙記載のアドレスに送信してください(10月9日23時59分まで)。

※応募書類の持ち込みは受け付けていません。

## 3. 選考

### (1) 選考

- 草の根市民基金・ぐらん運営委員会があたります。
- 応募用紙の記載が事実と異なる場合、この基金の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象になりません。

### (2) ヒアリング

- 運営委員または事務局が必要に応じて応募団体へのヒアリングを行ないます。

### (3) 書類選考

- 選考対象となる応募団体が多数の場合は、下記(6)の選考基準により、公開選考会への参加団体を書類で選考します。

### (4) 事前投票(ポイントアクション)

- 公開選考会参加団体を対象として草の根市民基金・ぐらんへの寄付者による「事前投票(ポイントアクション)」を行ない、その結果は公開選考会に反映されます。



#### (5)公開選考会

- 助成の決定は書類選考を通過した団体を対象にして公開で行いません。公開選考会は2019年2月23日(土)午後に都内で行います。当日不参加の場合、棄権の取扱いになりますので、ご注意ください。

#### (6)選考基準

- 助成先を選考するにあたって、下記の視点に重点を置きます。
- ☆ **社会貢献**＝私的な利益だけでなく、社会の協同・公共の利益を追求すること。
- ☆ **自主性**＝構成員の自発性にに基づき、民主的に運営されていること
- ☆ **公開性**＝活動内容や財務状況を自ら積極的に公開していること
- ☆ **先駆性**＝従来の慣習にこだわらず、進んで新しいことに挑戦すること
- ☆ **継続性**＝継続する事業・活動として、市民自らが進めること
- ☆ **発展性**＝活動や事業を通じて人や組織も育ち、波及効果が予想されること
- ☆ **地域コミュニティ**＝現地の課題に即している、また現地の人を巻き込んで活動していること
- ☆ **資金調達**＝他の方法による資金調達が比較的困難な活動
- ☆ **事業実施能力**＝団体・事業の財政責任が十分に確保されている活動

## 4. 決定および助成の実施

### (1)決定の通知

- 決定は当該団体に文書で通知するとともに、ぐらんの会報、HP等に掲載します。
- 助成を受ける団体は「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」と覚書を交わします。

### (2)助成金の支払い

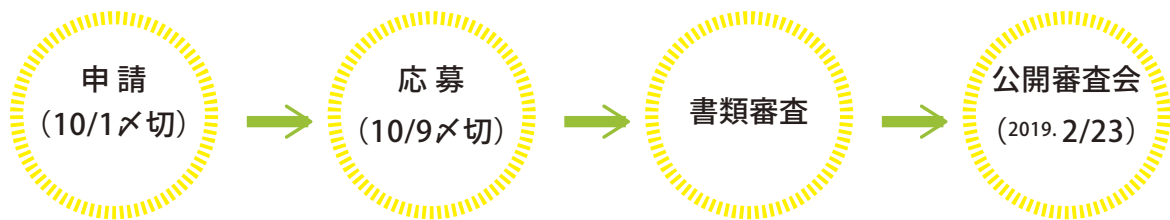
- 覚書を交わした後、当該団体と相談のうえ1カ月以内を目途に支払います。

## 5. 報告書の提出、および報告会への参加

- 助成を受けた団体は、2020年の指定した期日までに報告書を運営委員会に提出し、2020年に行なう交流集会に参加して最終報告を行なうことを義務とします。
- また2019年の交流集会へのご参加もお願いしています。
- 活動実績・成果・課題・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提出を義務とします。報告書は、寄付者に寄付金の活かされ方を報告し、今後の草の根市民基金・ぐらんの運動を広げていくことを目的としています。

助成後につきましては、写真の提供のほか、助成による活動中は、団体のウェブサイトや広報物に「草の根市民基金・ぐらんから助成を受けています」等の文言を入れるなど、広報へのご協力をお願いします。またイベント等のお知らせをいただければぐらんのホームページ等で紹介していきます。

### 【2018年度草の根助成の流れ】



下記内容は、「草の根市民基金・ぐらん」のホームページをご覧ください。

・これまでに助成を受けた団体の情報や、選考会の様子など

・応募用紙の書き方と要項のダウンロード

応募に関するご質問は【お問い合わせ】フォームから。

お電話でも受け付けています。

<http://citizensfund-grand.org/>

TEL: 03-5941-7948 (平日 10:00-17:00)

草の根市民基金・ぐらん事務局  
認定NPO法人まちぽっと

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル501

TEL: 03-5941-7948 (平日 10:00-17:00)

FAX: 03-3200-9250

<http://machi-pot.org/>

発行日: 2018年9月1日

発行責任者: 草の根市民基金・ぐらん運営委員長 土谷 雅美